

各議院の常任委員長及び特別委員長等に対する 議会雑費廃止法案

【国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の改正】

<立法の背景・趣旨>

現行の制度では、各議院の役員等に対し、国会開会中、日額6000円の議会雑費が支給されている。

→ 各議院の常任委員長及び特別委員長等に対する議会雑費は不要であり、廃止する必要がある。

各議院の常任委員長及び特別委員長等に支給される議会雑費を廃止することとする。

現 行

各議院の役員等に対し、国会開会中、日額6000円の議会雑費が支給されている。



改 正 法

各議院の常任委員長及び特別委員長等に支給される議会雑費を廃止する。

※各議院の役員等…議長、副議長、仮議長、常任委員長、事務総長、特別委員長、参議院の調査会長、憲法審査会の会長及び情報監視審査会の会長（国会法第16条・国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律第8条の2）

※特別委員長等…特別委員長、参議院の調査会長、憲法審査会の会長及び情報監視審査会の会長